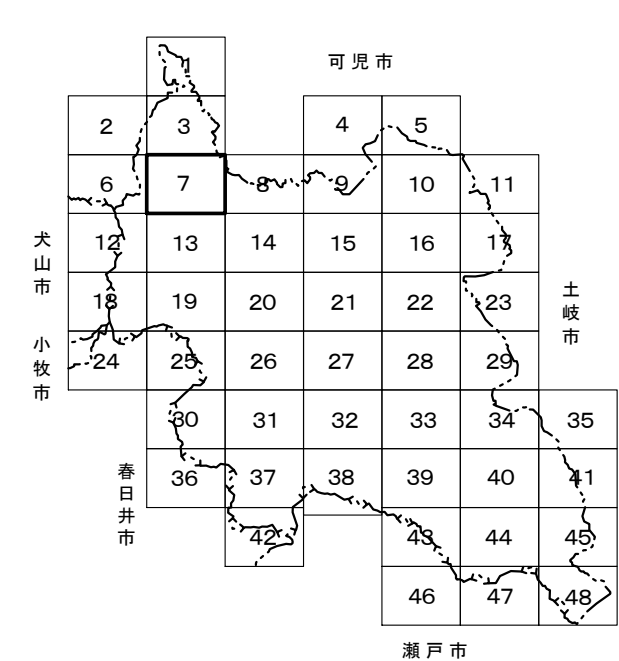
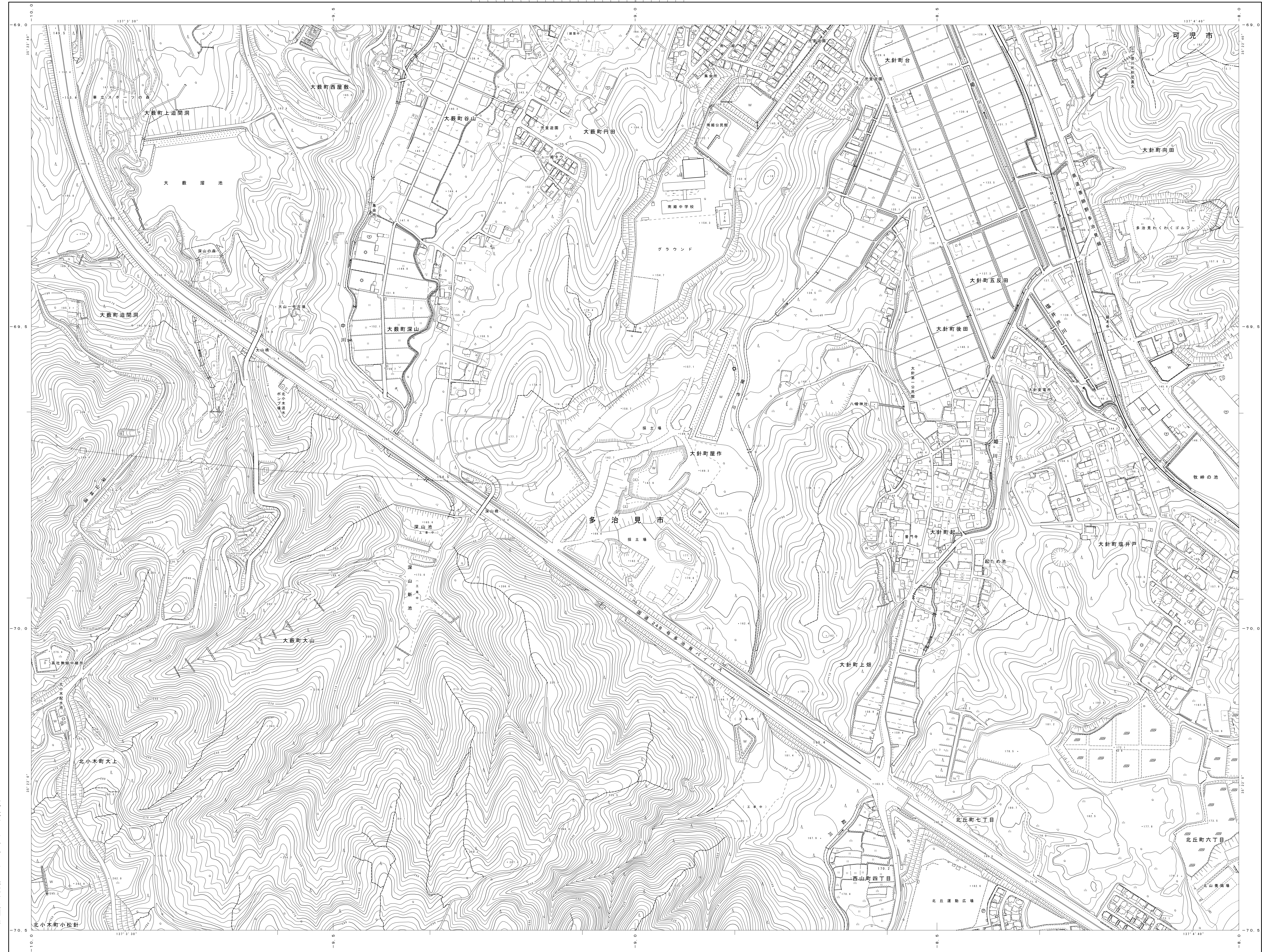
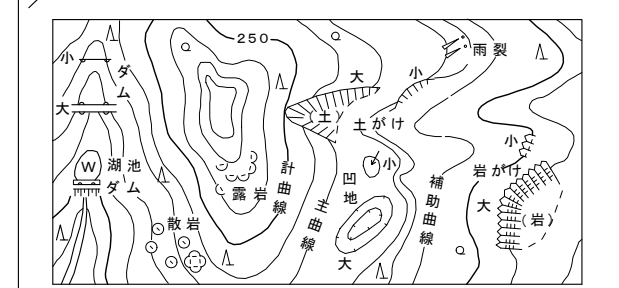
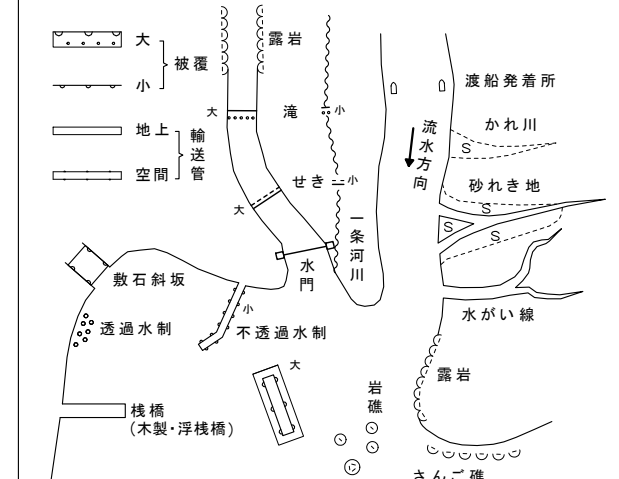


[illegible]

	真 鍮 溝		溝 道
	鍍 層		特 殊 溝 道
	歩 道		プラットホーム 及び目盛線
	抜取中の溝線		溝 道
	歩道・分線等		軌 道 線
	溝 線		軌道の長さ(等)
	区 線		区 線 部
	積り歩道線		界 界 線
	道 線		耕 地 帯
	木		土 壌 帯
	人工斜面		

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による等圧座標系（世界測地系に準拠）
 投影はメルカトル図法
 図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
 方眼は0.5キロメートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は、2メートル
 平面直角座標系は、世界測地系の値を補正パラ
 ータにより補正（測地成果2011）

昭和46年測量	平成13年5月	空中写真撮影
昭和54年修正	平成13年8月	現地調査
昭和65年修正	平成14年4月	世界測地系へ座標変換
昭和61年修正	平成18年8月	空中写真撮影
平成3年修正	平成18年9月	現地調査
平成8年修正	平成22年12月	空中写真撮影
平成13年修正	平成23年10月	現地調査
平成18年修正	平成26年12月	空中写真撮影
平成22年修正	平成28年8月	現地調査
平成24年修正	令和2年12月	空中写真撮影
令和3年修正	令和3年6月	空中写真撮影

2. 可児市都市計画基本図（平成30年度）を掲載

「この測量成果は、可児市長の承認を得て同市所管の測量成果を使用して得たものである。（承認番号）用第37号の4」

1:2,500

「この測量事業は、国土院院長の承認及び(附言書を得て
院院所管の測量機及び測量士官を使用し得たものである」
(附言書) 平 1 第 3 条第 3 号

「この測量事業は、国土院院長の協賛を受けて得たものである」
(附言書) 平 1 第 3 条第 2 号 6 号

「この測量事業は、国土院院長の承認及び(附言書を得て
院院所管の測量機及び測量士官を使用し得たものである」
(附言書) 平 1 第 8 条第 6 号

「この測量事業は、国土院院長の協賛を受けて得たものである」
(附言書) 平 2 第 3 条第 6 号

「この測量事業は、国土院院長の協賛を受けて得たものである」
(附言書) 平 2 第 8 条第 4 号

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令3部公第131号」

著作権所有兼発行者 多治見市
許可なく複製を禁ずる